

## <特別措置の内容>

### 1. 内 容

再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者のうち、「4. 特別措置のお申し込み方法」に基づき申し込みを行った事業者について、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払期日を最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とする。

なお、小売電気事業者から上記の申込みがあった場合には、要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、支払期日を一律2021年4月15日まで延長する。

### 2. 適用対象料金

2021年2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

### 3. 適用対象の事業者

以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たしている小売電気事業者

(1) 需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う次の需要家への柔軟な対応を行っており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること

①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払が困難な需要家の求めに応じた、支払いの猶予など

②市場連動型の電気料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置

(2) 次のいずれにも当てはまらないこと

①本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること

②本年1月を含まない直近の会計年度の収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期および前々期に比して悪化していること

(3) この特別措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約等を締結していること

### 4. 特別措置のお申し込み方法

2021年2月15日までに経済産業省へ申入れのうえ、2021年2月15日から3月15日までの間に当社のネットワークサービスセンターへ、要件の審査に必要となる書類を所定の様式によりお申込みください。